

6. 中間基金等変動計算書

2020年度中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等													基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金								剰余金 合計	
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	別途 積立金	中間 未処分 剰余金		
当期末残高	250,000	730,000	452	11,975	90,000	29,764	89	100,000	26,702	2,000	85	200,146	460,763	1,441,216
当中間期変動額														
社員配当準備金の積立													△148,874	△148,874
損失填補準備金の積立				449									△449	
基金利息の支払													△757	△757
中間純剰余													122,852	122,852
基金償却準備金の積立					50,000								△50,000	
社会厚生事業増進積立金の積立							610						△610	
社会厚生事業増進積立金の取崩							△307						307	
不動産圧縮積立金の取崩									△544				544	
土地再評価差額金の取崩													154	154
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)				449	50,000				△544				△76,832	△26,624
当中間期変動額合計				449	50,000		303		△544				△76,832	△26,624
当中間期末残高	250,000	730,000	452	12,424	140,000	29,764	392	100,000	26,157	2,000	85	123,314	434,138	1,414,591

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	1,950,825	45,187	118,421	2,114,434	3,555,650
当中間期変動額					
社員配当準備金の積立					△148,874
損失填補準備金の積立					
基金利息の支払					△757
中間純剰余					122,852
基金償却準備金の積立					
社会厚生事業増進積立金の積立					
社会厚生事業増進積立金の取崩					
不動産圧縮積立金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					154
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)	416,917	△4,932	△154	411,829	411,829
当中間期変動額合計	416,917	△4,932	△154	411,829	385,205
当中間期末残高	2,367,742	40,255	118,267	2,526,264	3,940,855

2021年度中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等													基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金								剰余金 合計	
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	別途 積立金	中間 未処分 剰余金		
当期末残高	250,000	730,000	452	12,424	140,000	29,764	38	70,000	26,157	2,000	85	229,416	509,886	1,490,339
当中間期変動額														
社員配当準備金の積立													△178,633	△178,633
損失填補準備金の積立				539									△539	
基金利息の支払													△757	△757
中間純剰余													92,794	92,794
基金償却準備金の積立					50,000								△50,000	
社会厚生事業増進積立金の積立							2,085						△2,085	
社会厚生事業増進積立金の取崩							△719						719	
不動産圧縮積立金の取崩									△545				545	
特別準備金の取崩										△2,000			2,000	
別途積立金の取崩											△85		85	
土地再評価差額金の取崩													△3,795	△3,795
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)				539	△50,000		1,366		△513	△2,000	△85		△139,698	△190,392
当中間期変動額合計	△100,000	100,000		539	△50,000		1,366		△513	△2,000	△85		△139,698	△190,392
当中間期末残高	150,000	830,000	452	12,963	90,000	29,764	1,404	70,000	25,643				89,717	1,299,946

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	2,874,641	28,006	118,183	3,020,830	4,511,169
当中間期変動額					
社員配当準備金の積立					△178,633
損失填補準備金の積立					
基金利息の支払					△757
中間純剰余					92,794
基金償却準備金の積立					
社会厚生事業増進積立金の積立					
社会厚生事業増進積立金の取崩					
不動産圧縮積立金の取崩					
特別準備金の取崩					
別途積立金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					△3,795
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)	165,767	1,637	3,795	171,201	171,201
当中間期変動額合計	165,767	1,637	3,795	171,201	△19,191
当中間期末残高	3,040,408	29,643	121,979	3,192,031	4,491,978

中間貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、その他有価証券で時価のあるものうち株式の評価について、9月中の市場価格等の平均としておりましたが、9月末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。
- 退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
|----------------|---------|
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
- なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。
9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。
- 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
- 変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
 - 1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
 - 1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの
- なお、当中間期において17,196百万円を積み立て、その結果、当中間期末において積立所要額の90.9%まで積み立てております。
- 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。
15. 当中間期における金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。
- 金融商品の時価等に関する事項

当中間期末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先約定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	49,995	49,995	—
その他有価証券 (譲渡性預金)	49,995	49,995	—
買入金銭債権	248,100	260,573	12,472
満期保有目的の債券	180,224	192,697	12,472
その他有価証券	67,875	67,875	—
金銭の信託	157,065	157,065	—
その他有価証券	157,065	157,065	—
有価証券	35,111,929	37,089,913	1,977,984
売買目的有価証券	650,885	650,885	—
満期保有目的の債券	3,634,323	4,252,611	618,287
責任準備金対応債券	11,623,236	12,982,933	1,359,696
その他有価証券	19,203,483	19,203,483	—
貸付金	4,000,158	4,178,438	178,280
保険約款貸付	199,547	199,547	—
一般貸付	3,800,611	3,978,891	178,280
貸倒引当金(*1)	△5,483	—	—
	3,994,674	4,178,438	183,764
社債	640,735	663,205	22,470
借入金	200,000	199,860	△140
金融派生商品(*2)	(20,603)	(20,603)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(16,472)	(16,472)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,131)	(4,131)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当中間会計期間末における貸借対照表価額は、919,759百万円(うち子会社株式及び関連会社株式879,114百万円)、組合出資等の当中間会計期間末における貸借対照表価額は、13,707百万円であります。また、当中間期において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について18百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	①国債・地方債等	3,150,129	3,700,823	550,694
	②社債	394,844	458,324	63,480
	③その他	257,574	274,193	16,618
	合計	3,802,548	4,433,341	630,793
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	12,000	11,967	△32
	合計	12,000	11,967	△32

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

②責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	8,381,543	9,712,179	1,330,636
	②社債	22,725	26,273	3,547
	③その他	778,271	839,067	60,796
	合計	9,182,539	10,577,520	1,394,980
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	2,015,543	1,999,008	△16,534
	②社債	8,689	8,657	△32
	③その他	416,463	397,746	△18,716
	合計	2,440,696	2,405,413	△35,283

③その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,351,609	4,521,946	3,170,336
	(2)債券	3,921,555	4,244,514	322,959
	①国債・地方債等	2,362,716	2,583,988	221,271
	②社債	1,558,838	1,660,526	101,687
	(3)その他	7,624,402	8,441,678	817,275
	合計	12,897,567	17,208,138	4,310,571
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	242,600	216,390	△26,209
	(2)債券	100,319	99,665	△654
	①国債・地方債等	21,740	21,638	△102
	②社債	78,579	78,027	△551
	(3)その他	2,018,183	1,954,224	△63,958
	合計	2,361,103	2,270,281	△90,822

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。また、上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金（譲渡性預金）	—	49,995	—	49,995
買入金銭債権	—	67,875	—	67,875
その他有価証券	—	67,875	—	67,875
金銭の信託	—	157,065	—	157,065
その他有価証券	—	157,065	—	157,065
有価証券	9,394,110	7,367,643	181,779	16,943,533
売買目的有価証券	354,986	124,577	—	479,564
国債・地方債等	144,715	—	—	144,715
社債	—	58,171	—	58,171
株式	73,448	156	—	73,604
その他	136,823	66,249	—	203,072
その他有価証券	9,039,123	7,243,066	181,779	16,463,969
国債・地方債等	2,479,757	125,868	—	2,605,626
社債	—	1,738,553	—	1,738,553
株式	4,725,011	13,325	—	4,738,337
その他	1,834,354	5,365,317	181,779	7,381,451
金融派生商品	97	83,585	—	83,682
通貨関連	—	32,160	—	32,160
金利関連	—	51,424	—	51,424
株式関連	97	—	—	97
債券関連	—	—	—	—
資産計	9,394,207	7,726,164	181,779	17,302,152
金融派生商品	181	104,104	—	104,285
通貨関連	—	101,300	—	101,300
金利関連	—	2,803	—	2,803
株式関連	169	—	—	169
債券関連	12	—	—	12
負債計	181	104,104	—	104,285

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産2,910,835百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	190,121	2,576	192,697
満期保有目的の債券	—	190,121	2,576	192,697
有価証券	15,567,207	1,665,341	2,996	17,235,544
満期保有目的の債券	3,523,176	726,438	2,996	4,252,611
国債・地方債等	3,523,176	177,646	—	3,700,823
社債	—	458,324	—	458,324
その他	—	90,467	2,996	93,463
責任準備金対応債券	12,044,030	938,902	—	12,982,933
国債・地方債等	11,711,188	—	—	11,711,188
社債	—	34,930	—	34,930
その他	332,842	903,972	—	1,236,814
貸付金	—	—	4,178,438	4,178,438
保険約款貸付	—	—	199,547	199,547
一般貸付	—	—	3,978,891	3,978,891
資産計	15,567,207	1,855,463	4,184,011	21,606,681
社債	—	663,205	—	663,205
借入金	—	199,860	—	199,860
負債計	—	863,065	—	863,065

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した9月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については9月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、9月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の9月末日の情報バンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

買入金銭債権の「その他有価証券」及び有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
	その他有価証券	その他有価証券	
		その他	
期首残高	8,721	162,617	171,338
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
その他有価証券評価差額金に計上	△838	2,379	1,540
購入、売却、発行及び決済			
購入	—	31,022	31,022
レベル3の時価からの振替(*1)	△7,882	△14,238	△22,121
期末残高	—	181,779	181,779

(*1) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

開示対象はありません。

16. 前期末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。
17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、16,233百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 貸付金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は4,912百万円であります。
- 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額3百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,321百万円あります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、690,492百万円あります。
- なお、同勘定の負債の額も同額であります。
19. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 当期首現在高 | 260,030百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 178,633百万円 |
| 当中間期社員配当金支払額 | 91,027百万円 |
| 利息による増加等 | 30百万円 |
| 当中間期末現在高 | 347,666百万円 |

21. 基金を 100,000 百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
22. 担保に供されている資産の額は、有価証券 1,397 百万円であります。
23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 3,694,416 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 102,695 百万円であります。
24. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、49,477 百万円であります。
25. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
26. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 200,000 百万円を含んでおります。
27. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は 45,414 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
28. 子会社等の株式等は、879,114 百万円であります。
29. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 18 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 17,835 百万円であります。
30. 前中間期において「その他の負債」に含めて表示しておりました「債券貸借取引受入担保金」の重要性が増したため、当中間期末より「債券貸借取引受入担保金」として記載しております。

中間損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払準備金を積み立てております。

2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 556 百万円、株式等 22,847 百万円、外国証券 4,191 百万円であります。有価証券売却損の内訳は、国債等債券 4 百万円、株式等 6,093 百万円、外国証券 328 百万円であります。有価証券評価損の内訳は、株式等 3,550 百万円であります。
3. 支払準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払準備金繰入額の金額は 0 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 163 百万円であります。

4. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	216 百万円
有価証券利息・配当金	358,452 百万円
貸付金利息	30,301 百万円
不動産賃貸料	19,976 百万円
その他利息配当金	9,621 百万円
計	418,569 百万円

5. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

- (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—
遊休不動産等	5 件	187	120	308
合計	5 件	187	120	308

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 1.82% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。